

第 14 号議案

平成 28 年度監査室内部監査計画書について

(案)

平成 28 年度の内部監査につき、監査室内部監査規程第 11 条に基づいて、別紙 1「平成 28 年度監査室内部監査計画書」に則り、実施する。

以上

【添付資料】

別紙 1：平成 28 年度監査室内部監査計画書

＜参考＞電力広域的運営推進機関 監査室内部監査規程

第 2 章 監査の実施

(監査計画書の作成)

第 11 条 監査責任者は各事業年度開始に先立って監査計画（年度計画書）を作成し、理事会の承認を得なければならない。

平成 28 年 3 月 29 日

平成 28 年度 監査室内部監査計画書

監査室

1. 監査室内部監査の方針

- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）に係る法令・定款その他本機関の諸規程に則り、監査室内部監査規程に基づいて、各部門における業務遂行の適切性と有効性を検証する。
- 監事と監査情報の緊密な連携を保ち、効率的な内部監査を実施する。
- 平成 28 年度は、各部門の業務について、諸規程等に基づいた運用状況を中心に評価することで、各部門業務の適切かつ有効な運営を確認するとともに、本機関においても重要な課題である情報セキュリティ施策の有効性を確認する。

2. 内部監査の対象分野

A) 業務監査

本機関における日常業務の執行が、法令・定款その他本機関の諸規程に準拠して、適正かつ有効的に行われているかを、総務部・企画部・計画部・運用部の 4 部及び系統アクセス室・紛争解決対応室の 2 室を対象として監査する。

B) 会計監査

本機関における会計処理が、法令・定款その他本機関の諸規程等に基づき、正当な証拠書類等により適正に行われているかについて監査する。

C) 文書管理監査

本機関における法人文書の管理が文書管理規程に従い、適正に実施されているかを監査する。

D) 情報管理監査

本機関における情報の管理が情報管理規程に従い、適正に実施されているかを監査する。

E) 情報セキュリティ監査

本機関における情報セキュリティ施策が情報セキュリティ対策規程に従い、適正に実施されているかを監査する。

F) その他必要な監査

理事長又は理事会の指示により、特命事項（重大な案件等）がある場合、監査する。

3. 平成 28 年度 内部監査計画概要

項 目		日 程	内 容
A) 業務監査	①総務部	H28/6 月下旬～7 月上旬 H28/9 月下旬～10 月上旬 H28/12 月上旬～12 月下旬 H29/3 月中旬～3 月下旬	各部において、適用される諸規程等に基づいて実際に適切な権限で業務が運用されているかにつき、理事会議案や起案書等を検証する。
	②企画部	H29/2 月下旬～3 月上旬	
	③計画部	H29/2 月下旬～3 月上旬	
	④運用部	H28/7 月下旬～8 月中旬 H29/3 月中旬～3 月下旬	
	⑤系統アクセス室	H28/10 月中旬～10 月下旬 H29/4 月上旬～4 月中旬	各室において、適用される諸規程等に基づいて、案件が実際に適切な権限及び公平性のある担当割り業務が運用されているかにつき、案件管理の状況を検証する。
	⑥紛争解決対応室	H28/10 月中旬～10 月下旬 H29/4 月上旬～4 月中旬	
B) 会計監査	①四半期・決算	毎月中旬	前月の仕訳処理につき証跡・証憑等を検証する。
		H28/7 月中旬～7 月下旬 H28/10 月中旬～10 月下旬 H29/1 月中旬～1 月下旬	四半期作成書類につき証跡・証憑等及び計算過程を検証する。
		H29/4 月上旬～6 月上旬	年度末決算につき証跡・証憑等及び計算過程を検証する。
	②会費収入	H28/11 月上旬～11 月下旬	会費収入に係る加入申込書・入金事実につき証跡・証憑等を検証する
	③出向負担金	H28/12 月上旬～12 月下旬	出向負担金につき証跡・証憑等及び計算過程を検証する。
	④調達業務	H29/1 月下旬～2 月中旬	調達業務処理につき証跡・証憑等を検証する。
C)文書管理監査 D)情報管理監査		H28/5 月中旬～6 月中旬	各部門において、文書管理規程・情報管理規程に基づき法人文書及び情報が適正に管理されているかにつき、平成 28 年 4 月以降に公表される法人文書ファイル管理簿に記載される法人文書の管理状況を中心に検証する。
E)情報セキュリティ監査		H28/8 月中旬～9 月下旬	各部門において、情報セキュリティ対策規程に基づき情報セキュリティ対策に係る施策が適正に実施されているかにつき、証跡・証憑等を検証する。なお、技術的な施策に関して外部委託により検証を実施する。
監事との連携		通年	上記各監査の計画、実施及び報告につき、監事と緊密に情報を共有する。

注) 対象部門と日程は必要に応じて変更する場合がある

4. 監査室における重点項目

- 監査室内部監査実施要領に基づく内部監査手続の有効性向上
- 内部監査手続に係る様式及びチェックリスト活用による監査品質向上
- 監査室併任者における内部監査の知見の向上
- 情報セキュリティ監査に係る知見の蓄積

以 上